

労務費ダンピング調査の実施について

令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）の施行（令和7年12月）に伴い、新たに労務費ダンピング調査を実施します。

1 制度概要

- 対象工事（製造を含むが、物品の製造は含まない。以下同じ。）
低入札価格調査制度適用案件（総合評価落札方式案件及びWTO対象案件）を対象とします。
※最低制限価格制度適用案件及び随意契約は対象外とします。
- 導入時期
令和8年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事案件から対象とします。
- 調査対象者
低入札価格調査制度適用工事の落札予定者又は落札候補者（以下「落札予定者」という。）となった事業者
- 調査内容（詳細は「2 労務費ダンピング調査実施手順」へ）
 - ①落札予定者の工事費内訳書に記載の直接工事費を確認
 - ②落札予定者の直接工事費の金額が一定水準より低い場合、理由書の提出を求め審査

2 労務費ダンピング調査実施手順

- ①落札予定者の工事費内訳書に記載された直接工事費（労務費だけでなく材料費等も含めた合計額）の金額が、一定水準額以上か確認します。

一定水準額 = 本市設計書における直接工事費 × 0.97

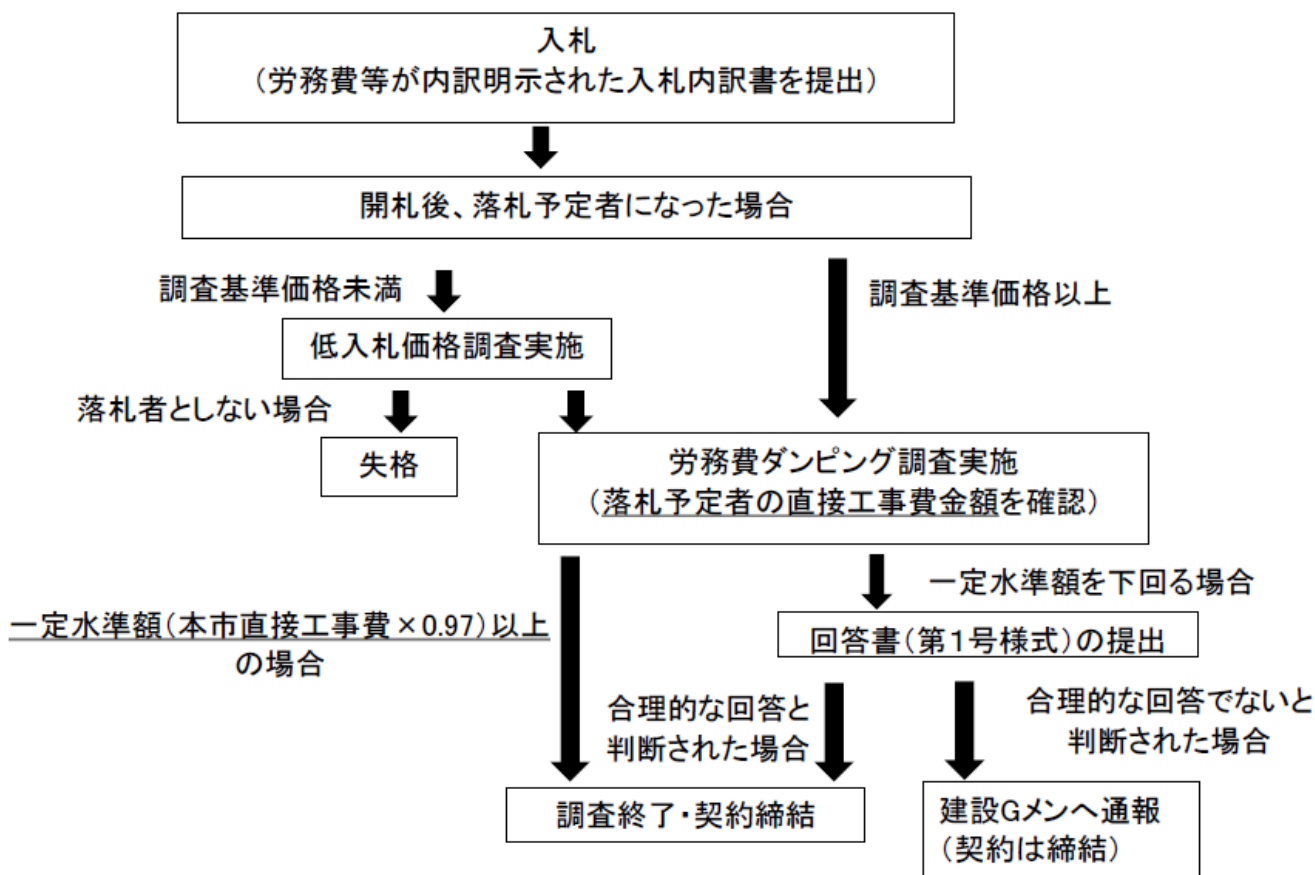
落札予定者の直接工事費 ≥ 一定水準額 の場合 ⇒ 調査終了です。

落札予定者の直接工事費 < 一定水準額 の場合 ⇒ 書類の提出が必要です。
(②へ)

- ② 入札時の工事費内訳書に記載の直接工事費が一定水準額未満の場合、労務費ダンピング調査回答書（第1号様式）の提出が必要です。（契約第一課から連絡します。）
期日までに提出がない場合、落札者としませんのでご注意ください。

- ③ 提出された第1号様式の確認を行い、合理的な回答か否か判断します。
- ④ 合理的な回答の場合：本工事案件の契約締結を行います。
合理的な回答でない場合：契約手続きは続行しますが、建設Gメンに通報（入札契約適正化相談窓口である関東地方整備局を經由）します。また、本市から改善措置の要請書を送付します。

3 労務費ダンピング調査フロー図



※1 図には記載していませんが、入札参加資格審査は従来通り落札候補(予定)者通知書送付から契約締結までの期間に並行して行います。

※2 低入札価格調査(横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第3条第2項の確認を除く。)と労務費ダンピング調査は並行して行います。

■労務費ダンピング調査に関するQ A（令和8年3月18日版）

番号	質問	回答
1	労務費ダンピング調査の対象者は誰か。	全事業者ではなく、総合評価落札方式対象工事又はWTO対象工事の落札予定者・落札候補者が対象となります。
2	落札予定者・落札候補者になると、必ず労務費の確認が行われるのか。	対象工事であれば、労務費を含む直接工事費の確認は行われます。
3	労務費ダンピング調査はどのように行われるのか。	入札時にご提出いただいた工事費内訳書に記載の「直接工事費」が「一定水準額（本市の工事費内訳書の直接工事費×0.97）」以上か否かを確認し、下回った場合は、労務費ダンピング調査回答書（要綱第1号様式）（以下、回答書）を提出いただきます。回答書の内容により、一定水準額を下回った理由が合理的か否かを判断します。
4	再度入札対象案件については、再度入札時に提出した工事費内訳書の直接工事費で調査を行うのか。	ご認識のとおりです。
5	契約後に請負代金額を変更する際にも「労務費ダンピング調査」を行うのか。	労務費ダンピング調査は入札金額の内訳を対象とし、契約後に金額変更があっても再調査は行いません。
6	随意契約は労務費ダンピング調査の対象か。	対象ではありません。
7	「労務費ダンピング調査」では、労務費を確認するのか。	労務費を含んだ直接工事費を対象として確認を行います。
8	「労務費ダンピング調査」では、材料費や法定福利費などの確認も行うのか。	材料費や法定福利費などの確認は行いません。
9	回答書を提出して合理的な回答でないと判断された場合、契約できないのか。	契約は締結します。ただし、本市から改善要請を行うとともに、建設Gメンに通報いたします。 なお、労務費ダンピング調査回答書の提出がない場合には落札者としません。
10	回答書には下請けの見積書等の根拠資料も必要か。	根拠資料を提出する必要はありません。
11	回答書に該当する理由がなかった場合、どうしたら良いか。	回答書の「その他」欄に理由を記載してください。
12	回答書の理由欄に記載されている4項目は合理的な理由と判断されるのか。	4項目は合理的な理由として判断します。
13	回答書の回答欄の複数個所に○印を付けても良いのか。	回答欄の複数個所に○印を付けていただいても結構です。ただし、その他にも○印が付いていた場合、「その他」の記入内容によって、合理的な理由か否かを判断します。